

「とっとり匠の技」活用リモデル事業補助金

○畳の補助基準額早見表○

・畳製作技能とその他の伝統技能を合わせて2以上使用した改修工事を行う場合(見附面積:7㎡以上)

畳の名称	丈×巾 (m)	1畳当りの 見附面積 (㎡)	最低畳数 (畳)	最低見附面積 (㎡)	基準額 (円) ※1	補助金額 (円) ※2
京間	1.91 × 0.955	1.82	4	7.28	43,000	21,000
六一間	1.85 × 0.925	1.71	4.5	7.69	46,000	23,000
中京間	1.82 × 0.91	1.65	4.5	7.42	44,000	22,000
江戸間	1.76 × 0.88	1.55	5	7.75	46,000	23,000
団地間	1.70 × 0.85	1.44	5	7.20	43,000	21,000

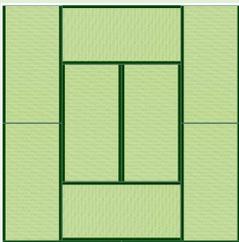
・畳製作技能のみを使用した改修工事を行う場合(見附面積:14㎡以上)

畳の名称	丈×巾 (m)	1畳当りの 見附面積 (㎡)	最低畳数 (畳)	最低見附面積 (㎡)	基準額 (円) ※1	補助金額 (円) ※2
京間	1.91 × 0.955	1.82	8	14.56	87,000	43,000
六一間	1.85 × 0.925	1.71	8.5	14.53	87,000	43,000
中京間	1.82 × 0.91	1.65	8.5	14.02	84,000	42,000
江戸間	1.76 × 0.88	1.55	9.5	14.72	88,000	44,000
団地間	1.70 × 0.85	1.44	10	14.4	86,000	43,000

※1 基準額は見附面積1㎡当たり6,000円を乗じて算定します。(基準額は1,000円以下切捨)

※2 補助対象経費と基準額を比較して少ない金額の1/2が補助金額となります。

○畳の補助金額算定例○



<京間(8畳)の場合>

施工箇所の見附面積: $1.82\text{㎡} \times 8\text{畳} = 14.56\text{㎡}$

A: 補助対象経費

$15,000\text{円} \times 8\text{畳} = 120,000\text{円}$

※制作するに当たり1畳15,000円経費がかかると仮定

※補助対象経費が100,000円以上の事業が対象

B: 基準額

$14.56\text{㎡} \times 6,000\text{円} = 87,360\text{円} \rightarrow 87,000\text{円}$

A、Bを比較して少ない金額の1/2が補助金額となります。

$120,000\text{円} > 87,000\text{円}$

$87,000\text{円} \div 2 = 43,500\text{円} \rightarrow 43,000\text{円}$

補助金額 43,000円